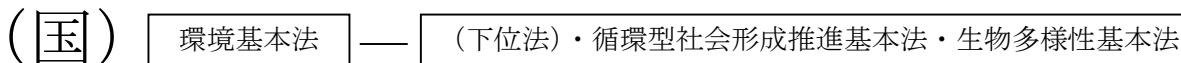


# 第3章 環境政策の推進

## 1. 我孫子市の環境行政の体系

国が制定する環境基本法に示された基本理念及び国が策定する環境基本計画の長期的な目標に基づき、我孫子市というまちの特性を活かした環境の実現を目指しており、次のような法的な位置づけのもと、環境行政に取り組んでいます。



### 関連法

- ・大気汚染防止法
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
- ・動物の愛護及び管理に関する法律
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・水質汚濁防止法

他

### 環境基本法【一部抜粋】

(環境の恵沢の享受と継承等)

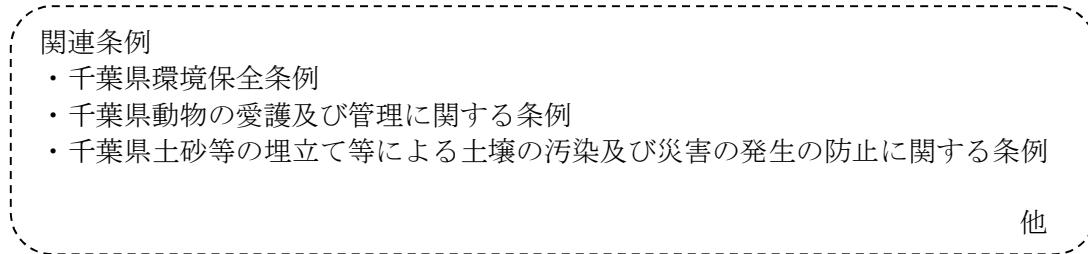
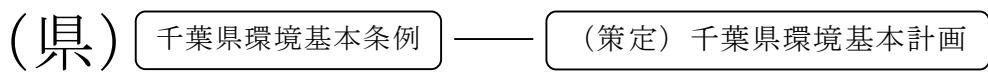
第3条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

(国の責務)

第6条 国は、前三条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第7条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。



## 千葉県環境基本計画【一部抜粋】

### (県の責務)

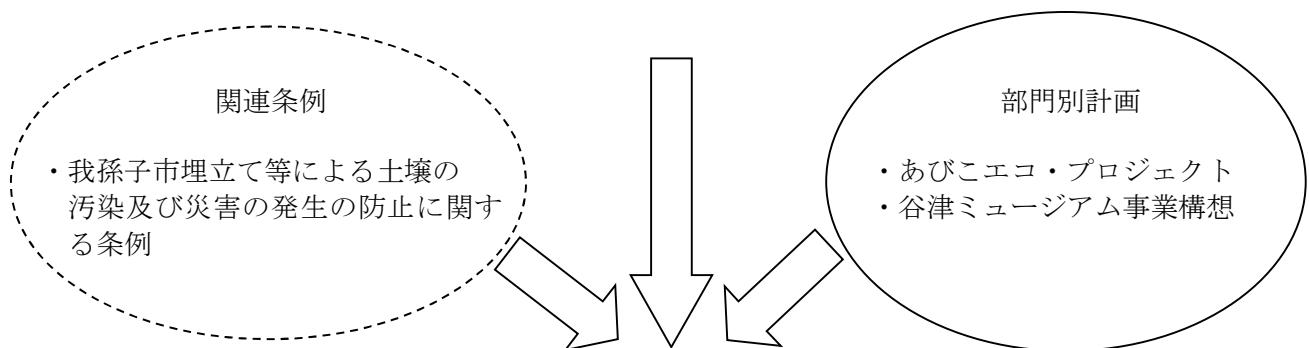
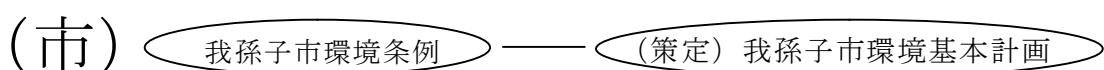
第四条 県は、環境の保全を図るため、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村の施策を支援し、及びその実施に協力するよう努めるものとする。

### (市町村の責務)

第五条 市町村は、環境の保全を図るため、地域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市町村は、県の施策に協力して地域の環境の保全に努めるものとする。



## 環境保全のための具体的な施策の推進

## 我孫子市環境条例【一部抜粋】

### (市の責務)

第4条 市は、環境の保全を図るため、地域の自然的・社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## 2. 我孫子市の環境に関する条例の制定

今日の環境問題は、従来の産業型公害にとどまらず、自動車交通による大気汚染、家庭排水による水質汚濁、ごみ問題、地下水汚染などの都市・生活型公害、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模での環境問題へと広がってきました。

産業型公害に対しては、排出規制等の対策により、一定の成果をあげてきました。しかし、都市・生活型公害や地球規模での環境問題に対しては、規制中心の対策だけではなく、市民の生活様式を環境保全に配慮したものにする必要があり、普及啓発や助成、環境教育の推進などの様々な施策が必要になってきました。

我孫子市では、このような環境問題の変化に伴い「我孫子市公害防止条例」を廃止し、「我孫子市環境条例」を平成9(1997)年6月に制定しました。

また、「我孫子市埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を平成10(1998)年3月に制定しました。

我孫子市環境条例では、環境の保全についての基本理念を定め、市民・事業者・行政の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めるとともに、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

## 3. 我孫子市環境審議会

我孫子市環境条例に基づき、平成10(1998)年1月27日に「我孫子市環境審議会」が設置されました。環境審議会は、学識経験者や市民、事業者の代表で構成され、環境の保全に関して基本的な事項を調査審議し、市長の諮問に応じてその実施について建議することができます。

第12期我孫子市環境審議会委員名簿

任期：令和2(2020)年1月27日～令和4(2022)年1月26日

		氏名	委員種別	所属等
1	会長	山田壽一	学識経験者	中央学院大学
2	副会長	平岡考	学識経験者	山階鳥類研究所
3	委員	柄澤保彦	学識経験者	日本自然保護協会自然観察指導員
4	〃	佐々木唯	学識経験者	川村学園女子大学
5	〃	吉田義勝	学識経験者	電力中央研究所
6	〃	宮川修	学識経験者	元港区環境課長
7	〃	石井光次郎	利害関係人	我孫子市商工会
8	〃	吉川康之	利害関係人	NECファシリティーズ
9	〃	古川政治	公募の市民	
10	〃	松田麻子	公募の市民	
11	〃	山田恒久	公募の市民	
12	〃	山田豊	公募の市民	

(令和2年11月26日現在)

## 4. 我孫子市環境基本計画

我孫子市は、環境条例の規定により環境の保全に関する施策を総合的、計画的に推進するため、平成 13(2001)年 3月我孫子市環境基本計画を策定し、計画策定から 10 年が経過したことから、平成 24(2012)年 5 月我孫子市環境基本計画(改訂版)を発行しました。

### (1) 環境基本計画の目的

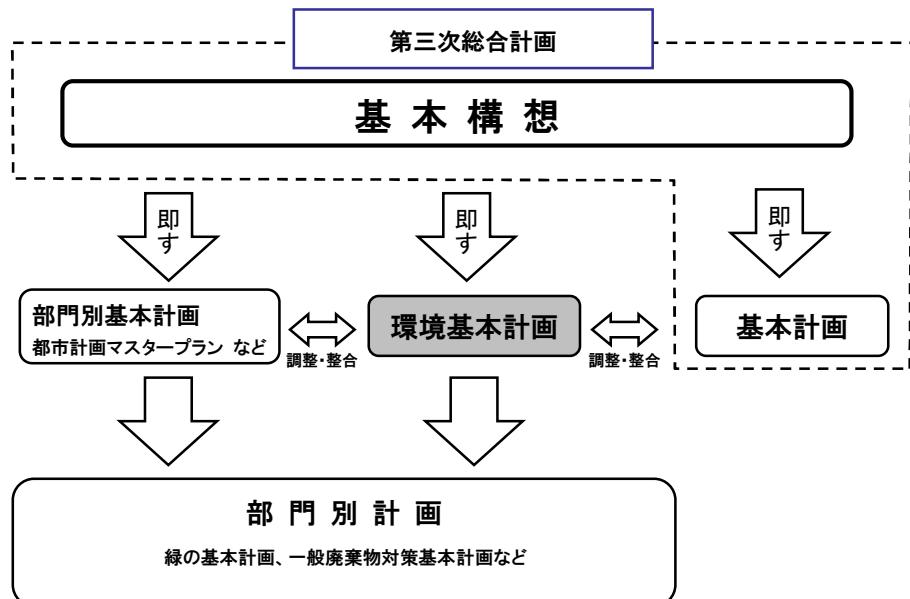
我孫子市の環境課題は、自然環境、生活環境、リサイクル、地球温暖化などの地球環境問題と多岐にわたります。それらの課題を一つ一つ解決しながら、21世紀のまちとくらしを展望した総合的な“まちづくり”をめざすため、環境基本計画を策定しました。この計画を市民・事業者・行政が協働して、環境の保全・復活及び創造を進める拠り所としていきます。前述の“まちづくり”とは、都市としての施設や道路などの物的なモノづくりだけではなく、地域社会・経済・歴史・伝統・文化・交流及び環境など、生活のあらゆる要素を含めたくらしそのものの創造をめざすことです。それは、市民・事業者・行政がそのようなまちづくりの主体となることでもあります。住みやすいだけではなく、住んで良かったと思えるような誇りを持てるまちをめざしていきます。

### (2) 環境基本計画の期間

環境基本計画の期間は、平成 13 (2001) 年度を初年度とし、20 年後の令和 2 (2020) 年度を目標として、取り組み項目をまとめました。

※市の最上位計画である我孫子市第四次総合計画との整合性を図るために、計画最終年を令和 4 (2022) 年度まで延長しました。

### (3) 環境基本計画の位置づけ



#### (4) 環境基本計画の環境づくりの施策展開

##### ①自然環境を活かしたまちづくり

- ・自然環境ゾーンを活かした環境軸づくり
- ・魅力が感じられる環境の広がりを活用する
- ・環境保全型農業を推進する
- ・環境を活かしてまちの活力をつくる

##### ②生き物と共存するまちづくり

- ・全市的に生物生息空間と移動空間のネットワークの網の目を張り巡らす
- ・台地の上から水循環の回復に挑戦する
- ・限られた緑の保全と復活でつながりをつける
- ・人と鳥が共存するまちづくり
- ・我孫子の地形を感じるしぐみづくり

##### ③手賀沼を誇れるまちづくり

- ・これまでの水質浄化対策を継続しつつ、更なる浄化対策を進める
- ・安心してふれあえる豊かで清らかな水の回復に取り組む
- ・手賀沼本来の生物の多様性を保全する
- ・手賀沼とふれあい、手賀沼に学ぶ
- ・手賀沼での生業を支え、手賀沼を活かす
- ・手賀沼を感じる市街地づくり
- ・手賀沼を取りまく人々の知恵と力の輪を広げる

##### ④環境にやさしい新たなライフスタイルと社会システムづくり

- ・くらしを工夫して、地球温暖化対策や省エネに取り組む
- ・身近なくらしから環境美化と水質改善に取り組む
- ・くらしを工夫し、新たなライフスタイルを創り出す
- ・自然に育まれてきた文化や知恵をくらしに取り入れる
- ・くらしの中で環境学習に積極的に取り組み、活動を広げる
- ・環境保全の活動の輪を広げ、つなげていく
- ・自然が感じられる住宅地づくりを進める
- ・良好な生活環境を守り、改善する
- ・新たな環境問題へ機敏に取り組む
- ・資源循環型システムづくりに発生源から取り組む
- ・まちの特性を踏まえた水循環システムづくりを進める

##### ⑤環境を支えるきめ細かい地区づくり～地区の活動で環境を創り出そう～

- ・地区別計画のめざすもの
- ・地区別計画  
(我孫子地区、天王台地区、湖北地区、新木地区、布佐地区)

## (5) 環境基本計画の進行管理と評価

環境基本計画が着実に進められているか、事業の進捗状況を把握し、評価の結果をホームページ等で公表しています。

